4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書 17P

事	業		名	【継続・人口減少対策】 保育料軽減事業(国基準からの軽減)										
当	初予算		額			財	•	源 内	訳	(単位:千円)				
			餀	国	費	県 費		地方債	その他	一般財源				
	1億1	, 706	5万6					1,600万0		1億106万6				
事	業	期	間						総事業費					

【事業目的・概要】

国が定める保育料の基準額からその一部を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減及び児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与します。

【消費税増税分を財源とした幼児教育無償化に伴う変更点】

平成31年10月から国の幼児教育無償化に伴い、3歳児~5歳児及び0歳児~2歳児の市民税非課税世帯(表の黄色部分)については無償化となり、当該事業に係る市の財政負担は軽減される見込みです。

○教育標準時間認定(3歳児~5歳児)

(単位:円/月額)

国階層	市階層	階層区分	国基準	市	軽減額	
第1	1	①生活保護世帯	0	0	0	
第2	2	②市民税非課税世帯	ひとり親等世帯	0	0	0
35 2		(市民税所得割非課税世帯含む)	一般世帯	3,000	3,000	0
第3	3	③所得割課税額 77,100円以下	ひとり親等世帯	3,000	3,000	0
90 0	3		一般世帯	14,100	14,100	0
第4	4	④所得割課税額 169,000円未満		20,500	18,200	2,300
第 4	5	⑤所得割課税額 211,200円以下	20,500	19,400	1,100	
第5	6	⑥所得割課税額 211,201円以上	25,700	24,600	1,100	

○保育認定(0歳児~5歳児)

(単位:円/月額)

				3歳以上児					3歳未満児						
国階層	市階層	階層区分	保	育標準時	間		保育短時間	引	保	育標準時	間	f:	R 育短時間		
			国基準	市	軽減額	国基準	市	軽減額	国基準	市	軽減額	国基準	市	軽減額	
第1	Α	①生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	В	②市民税非課税世帯	ひとり親等世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 乙	D	②川氏优升味优色市	一般世帯	6,000	6,000	0	6,000	6,000	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
第3	С	③所得割課税額	ひとり親等世帯	6,000	6,000	0	6,000	6,000	0	9,000	8,500	500	9,000	8,400	600
20 0	U	48,600円未満	一般世帯	16,500	15,000	1,500	16,300	14,800	1,500	19,500	18,000	1,500	19,300	17,800	1,500
	D0	④所得割課税額 57,700円未満	ひとり親等世帯	6,000	6,000	0	6,000	6,000	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
	DU		一般世帯	27,000	19,000	8,000	26,600	18,800	7,800	30,000	22,000	8,000	29,600	21,800	7,800
第4	D1	⑤所得割課税額 77,101円未満	ひとり親等世帯	6,000	6,000	0	6,000	6,000	0	9,000		0	9,000		0
<i>x</i> 0⊤			一般世帯	27,000	19,000	8,000	26,600	18,800	7,800	30,000	22,000	8,000	29,600	21,800	7,800
	D2	⑥所得割課税額 97,000円未満		27,000	22,000	5,000	26,600	21,800	4,800	30,000	25,000	5,000	29,600	24,600	5,000
第5	D3	⑦所得割課税額 169,000円未満		41,500	28,000	13,500	40,900	27,600	13,300	44,500	35,000	9,500	43,900	34,600	9,300
第6	D4	⑧所得割課税額 301,000円未満		58,000	30,000	28,000	57,100	29,600	27,500	61,000	40,000	21,000	60,100	39,400	20,700
第7	D5	⑨所得割課税額 397,000円未満		77,000	30,000	47,000	75,800	29,600	46,200	80,000	40,000	40,000	78,800	39,400	39,400
第8	D6	⑩所得割課税額 397,000円以上		101,000	31,000	70,000	99,400	30,600	68,800	104,000	50,000	54,000	102,400	49,200	53,200

科	目 11 款 1 項 1 目	目名称 民生費負担金(歳入の減)	こども課
	前年度まで	今 年 度	来年度以降
事業計画	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ ただし、国の幼児教育無償化 に伴い、10月から軽減対象者 が0~2歳児の課税世帯のみと なる	上記事業概要と同じ ただし、国の幼児教育無償化 に伴い、軽減対象者が0~2歳 児の課税世帯のみとなる

当初予算書 17P

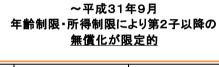
事 業 名	【拡充・人口減少対策】 すこやか子育て支援事業									
当初予算額		財	源 内	訳	(単位:千円)					
	国 費	県 費	地方債	その他	一般財源					
1億663万6			9,420万0		1,243万6					
事 業 期 間	平成1	8年度~	(複数年度事業)	総事業費						

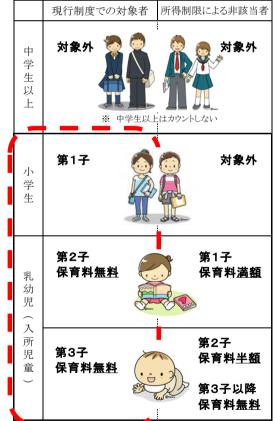
【事業目的】 多子世帯の保育所、幼稚園、認定こども園入所児に係る保育料を軽減することにより、児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与します。

【事業概要】

平成31年10月から国の幼児教育無償化に合わせて、これまでの「所得制限(市民税所得割課税額 169,000円未満の世帯)」及び「年齢制限(小学生以下の児童」を撤廃し、当該事業を拡充することにより、第2子以降の無償化を完全実施するものです。(平成31年9月までは現行制度により実施)

これにより免除対象を、「複数の児童を扶養し、第2子以降で保育所、幼稚園、認定こども園に入所している児童に係る保育料」とするものです。





平成31年10月~ 第2子以降の無償化を完全実施



科	目	11 款	1項	1 目	目名称	民生費負担会	金(歳入の減)	こども記	果
		前生	ド度 ま	で	/_	今 年	度	来年度以	以 降
事業計画		児童に使		以降の入 料を免除 訂)	制限及び 第2子以			引き続き実施	 拖予定

所得制限 年齢制限

撤廃